

広島地方最低賃金審議会

令和 7 年度第 1 回

最低賃金専門部会議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

令和7年度第1回広島県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時

令和7年8月5日（火） 14時58分～15時38分

2 場 所

広島地方合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者

【公益代表委員】

村上部会長、岡田部会長代理、酒井委員

【労働者代表委員】

佐崎委員、橋本委員、林委員

【使用者代表委員】

木村委員、蔵田委員、長谷川委員

【事務局】

木下労働基準部長、檀上賃金室長、東賃金室長補佐、栗林賃金指導官
森川給付調査官、吉川監督官、渡邊監督官

4 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 令和7年度地域別最低賃金改定の目安について
- (3) 広島県最低賃金の改正決定について
- (4) その他

議事

東補佐

それでは、広島地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。本日は第1回目ですので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、私東が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に専門部会委員の選任について御報告いたします。同委員の選任につきましては、推薦公示の手続を経て、7月30日付けで任命させていただきました。なお、専門部会委員の御紹介につきましては、お手元の資料No.1 広島県最低賃金専門部会委員名簿を御覧いただくことで代えさせていただきます。

また、本日の専門部会委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員が3名、使用者代表委員が3名、合計9名の委員に御出席いただいております、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本専門部会の公開につきましては、広島地方最低賃金審議会会議公開要綱により、去る7月16日から同月22日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望者が8名いらっしゃいました。本日5名の方が専門部会を傍聴されておりますので、御報告いたします。

なお、傍聴される方は、事前に御説明しております遵守事項に従っていただきますよう、お願いいたします。また、本会議は原則公開としておりますが、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程により、個人情報保護に支障がある場合、個人もしくは団体等の権利利益が不当に侵害されるおそれがあるときなど、率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合は、部会長判断により会議が非公開とされる場合があることを予め御了承いただきますようお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、労働基準部長の木下より御挨拶申し上げます。

木下労働基準部長

労働基準部長の木下でございます。

先の本審に続きましての御審議、大変御苦勞様でございます。

さて、本審の場で今年度の最低賃金額改定目安の伝達を行わせていただきました。今年度の目安額につきましては、法定3要素のデータに基づき、公労使委員で丁寧に議論を重ねて結論を導くことということをお大前提といたしまして、通常よりも長い審議期間を経て、昨日ようやく答申をされたところでございます。Bランクの目安額は63円ということでございますが、これは昨年度来上昇が続きます消費者物価を踏まえて、労働者の生計費を重視する、最低賃金近傍で働く労働者の購買力を維持する、中小企業を含めた賃上げの流れが続いてお

り、この流れの維持、拡大を図って、非正規労働者や中小企業、小規模事業者にも波及させることなどに加えて、最低賃金法第1条に謳われる最低賃金制度の目的にも留意をしていただいた結果、公益見解として示されたというものでございます。これからの御審議において十分に参酌をいただきますようお願い申し上げます。

本日以降最低賃金制度の重要性を鑑みて、広島の経済、雇用実状を踏まえた公労使三者による真摯な議論が行われ、叶うことなら全会一致で結論が取りまとめられますことを祈念申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

東補佐

報道機関の方は、撮影及び録音はここまでとして、御遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、議事1の部会長、部会長代理の選出に移らせていただきます。賃金室長の檀上より御報告申し上げます。

檀上室長

本専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用される同法第24条の規定に基づき、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する、また、部会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が部会長の職務を代理することとされております。5月28日開催の公益代表委員会において、部会長候補として村上委員、部会長代理候補として岡田委員が推挙されておりますので、御報告申し上げます。

東補佐

ただいま、檀上より御報告申し上げましたとおり、部会長候補村上委員、部会長代理候補に岡田委員が推挙されておられますが、委員の皆様に御異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

東補佐

本専門部会の部会長に村上委員、部会長代理に岡田委員ということで各委員の御承認をいただきました。部会長・部会長代理席を御用意いたしますのでしばらくお待ち願います。

東補佐

それでは、村上部会長、よろしくお願い申し上げます。

村上部会長

ただいま部会長を拝命いたしました村上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

今年度の専門部会におきましては、労使双方とも十分な議論をしていただき、また、円滑に審議が行われますことを申し上げて、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事（２）「令和７年度地域別最低賃金改定の目安について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

檀上室長

それでは、改めまして、８月４日に開催された第７１回中央最低賃金審議会におきまして、令和７年度地域別最低賃金額改定目安についての答申がありましたので、その内容について御報告申し上げます。中央最低賃金審議会目安小委員会では、累次にわたる真摯な議論が展開された結果、８月４日に目安に関する小委員会報告が取りまとめられ、それを受けて、８月４日に中央最低賃金審議会会長から福岡厚生労働大臣に対して令和７年度地域別最低賃金額改定の目安が答申されたものです。

引上げ額の目安は、全国加重平均１,０５５円の６％に当たる６３円から６４円で、Ｂランクは、引上げ額６３円、引上げ率６.０％でございます。

では、次に、資料No.２「令和７年最低賃金に関する実態調査の概要」を御覧ください。

実態調査とは、広島地方最低賃金審議会の審議のための基礎資料を得ることを目的としまして、広島県における地域別最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにしたものです。

調査の範囲としまして広島県全域を対象としております。対象となる産業は、平成２５年１０月改定の日本標準産業分類に基づく、製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業です。調査対象事業所の規模は、製造業、新聞業及び出版業については１～９９人、その他の産業は１～２９人の民営事業所のうちから「令和３年経済センサス」に基づく母集団事業所から無作為に抽出した事業所です。

労働者は、１～２９人規模の事業所については全労働者、３０～９９人規模の事業

所については、1/2 の労働者が調査範囲です。

賃金は、令和 7 年 6 月に支給が見込まれる賃金から、最低賃金に算入しない精皆勤手当等を除いた金額データを収集しています。

収集したデータは、事業所母集団データベース（令和 4 年次フレーム（確報））に基づく母集団労働者数に復元した上で集計しています。

それでは、9 ページを御覧ください。賃金分布図ですが、棒グラフ部分は、「全労働者」の賃金の時間額毎の分布割合を 1150 円まで 10 円刻み、それ以上を 100 円刻み等で表したものです。同じく 10、11 ページには「一般労働者」と「パート労働者」分をそれぞれ、お付けしております。

14 ページを御覧ください「令和 7 年 広島県地域別最低賃金額の引上げ試算表」になります。最低賃金を 1 円単位で引き上げた場合の影響率を「一般労働者・パート労働者」、「一般労働者」「パート労働者」の 3 区分で示しています。影響率とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合です。例えば、現在の広島県最低賃金額 1,020 円を 1 円上げ 1,021 円とした場合の「一般労働者＋パート労働者」の影響率は 12.3%、2 円引き上げて 1,022 円とすると 12.4%となります。

ちなみに、B ランク目安額 63 円に引き上げると、一般労働者＋パート労働者では 6.18%、一般労働者では 10.7%、パート労働者では 47%に影響が出ることになります。説明は以上です。

村上部会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

各側いかがでしょうか。

（質問なし）

村上部会長

それでは、質問がないようですので、他の審議会の結審状況がお分かりでしたら、お願いします。

檀上室長

現在のところ、他局で結審しているところはありません。

以上です。

村上部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、労使双方からの意見表明をお願いしたいと思います。
最初に労側からよろしいでしょうか。

橋本委員

はい、労側は橋本の方から意見表明させていただきます。

まず、広島県最低賃金改正決定ということで、最低賃金近傍で働く労働者の取り巻く環境を踏まえて、考え方をお伝えさせていただきたいと思います。

国内の全体的な状況については、基本的には中賃、公益見解のとおりということで、大きな括りであれば相違はないと申し上げます。

三つに分けて考えていることを述べさせていただきます。

最初に、労働者の今の生計費、物価の状況ということで捉えさせていただきます。

いただいております資料になりますが、広島県消費者物価指数、2025年5月では広島市は前月比の0.3%、前年同月比で3.8%増加している。福山市についても前月比0.5%、前年同月比で3.4%増加している。6月で直近をみると、両市ともに前月比は若干下落しているということですが、前年同月比では、引き続き3%程度上がっているという状況を認識している。続いて10大費目指数も覗いてみたところ、前年同月比と比較すると、食品は上昇、教育は下落していることがわかります。なかでも食料品という括りでみれば、前年同月比で広島市では6.9%、福山市では7.7%と引き続き上昇していることがうかがえます。また光熱費、水道についても、広島市で3%、福山市では3.2%とこれも引き続き高い水準になっている。続いて、広島県総務局統計課の資料からということでございますが、広島市2024年の生計費が121,945円ということで算出されている。2023年からは減少している一方で、全国との対比では2.4%程度上回っているという認識です。また、標準生計費が上昇するというので、現在広島県の最賃額が1,020円ということで、これで月間165時間労働したと考えれば168,000円程度、だいたい17%くらい引いたものが手取り額と考えれば139,000円程度、そこから住民税とか差し引くと130,000円程度になってしまう。そういうことを考えれば、現行の最低賃金近傍で働く労働者の暮らしは非常に厳しいと推測されます。また、生活保護費との比較ということでございますが、令和7年度の生活保護費は103,821円で、（最賃額の方が）上回っていますが、扶助基準等を加えると現行の最低賃金では十分とはいえない。連合が試算する連合リビングウェイジで算出される「労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し、社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準」は、現状

では1,160円と算出されている。そういった意味でも140円ほど時間給でかい離を生じている事実がある。8月に入り梅雨が短かったことや、7月に入ってから猛暑ということで、新聞等にも出ておりましたが、今後も食品の値上げや光熱費、水道費の増加で、支出は増え続けるので、暮らしという部分については、非常に厳しい状況がこれからも続くということでございます。

また、連合の春闘の状況ですが、連合本部の春季生活闘争では、2年連続で定昇込み5%台の賃上げが実現しており、定昇を除く賃上げ分ということでは過年度物価上昇率を上回っている。賃金、経済、物価を安定した巡行軌道に乗せる正念場であるとの認識の下、企業の持続的な成長や全体の生産性向上につながる、いわゆる「人への投資」の重要性について、中長期的な視点を持って粘り強く労使で交渉した結果ということで、新たなステージの定着に向けて前進しているという受止めをしております。全国では全体で16,356円、中小でも12,361円、直近で7月23日に公表させてもらった連合広島をみれば、全体で17,067円、5.48%、中小労組についても12,807円、4.83%ということでございます。これは、広島では昨年を上回る数字であって、引き続き高い水準を維持している状況です。経団連の集計500人未満でも11,826円、4.35%、500人以上では19,342円、5.38%とこちらも高い水準です。初任給の改定では、連合広島の春闘集計結果によると、単純平均で高卒生産技術職は202,095円、昨年は188,759円なので107.1%伸びている。高卒事務技術職でも243,636円で、昨年は189,775円なので108.7%、大卒についても243,636円、昨年は239,887円なので101.6%、特に高卒の初任給改定が進んでおりました。あと賃金構造基本統計調査でも、広島県の新規学卒者の推移をみれば、高卒女子は214,400円ということで、昨年対比では120%です。ハローワークの方でも初任給の情報を調べさせていただきましたが、令和7年広島東の高卒では197,000円、広島県の高卒では202,000円という高い水準になっています。

県内の企業状況ということで、広島県経済動向の概要は、産業ごとに生産指標は増減しているが、全体的には緩やかな回復基調にある。先行きの景気についても緩やかな回復が続くことが期待されているということです。

また、賃金構造基本統計調査の産業計でみても、企業規模計10人以上の男女16歳では時間給1,178円となっているということで、昨年は1,172円であったことから微増ですけど100.5%と、こちらも上がっているということです。賃金構造基本統計調査における広島県の給与額、賞与額は、10人規模で前年比105.5%、賞与は前年の101.8%と増加している。また、倒産状況についても、増加が否めない業種もありますが、全体では倒産件数はやや減少傾向にある。広島においては、コロナ禍で多かったサービス業に該当する企業での破産、倒産は、ひと段落したのではないかと捉えています。

このような取り巻く環境を踏まえて、2023年は40円、昨年は50円と目安どおりに引上げを実施していますが、度重なる値上げなどで物価上昇に追いついていない、連合リビングウェイジが示す必要額との格差が出ており、その拡大に歯止めがかかっていない状況であり、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしは極めて苦しい状況に置かれている。また、今年の春季生活闘争の結果を振り返ると、経営、事業環境や企業実績の状況が決して良いとは言えない中においても、春闘における労使交渉を通じて、人材の確保、定着、現場力の強化、モチベーション向上など、今後の事業継続を見据えた「人への投資」の必要性が高まってきており、さらに、総務省の年次別法人企業統計調査によると、利益剰余金について全産業で昨年比108.2%と毎年増加傾向で、広島県においても2025年度に増収増益を見込む企業の割合は、昨年の25.7%から24.5%と3年ぶりに前年度を下回ったものの、減収減益を見込む企業の割合は、昨年の23.8%から22.2%と2年ぶりに減少して改善傾向にあります。

最低賃金近傍で働く労働者の生活を守ると同時に、景気を失速させることがないように中央最低賃金審議会で示されたBランク63円の目安を参考に、県最賃を引上げ、未組織労働者へ波及をしていくということが急務であると思います。また、今回は地域間額差の解消に取り組むとともに、広島県の優位性を高めていくことが必要であると考え、審議を進めていくこととします。

広島県の最低賃金の改定はいうまでもなく必要であると思います。改定していくために、使用者委員、公益委員と議論を尽くして結論を得るように努力させていただくこと、もう一つは、発効日についてもいたずらに遅らせるのではなく、できるだけ迅速に発効できるよう努めていきたいということを付け加えて、意向表明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

村上部会長

はい、ありがとうございます。

ほかの委員の方はよろしいでしょうか。

ただいま、労側からの意見表明がございました。

労側からは、広島県内の各種物価のデータそれから賃上げの現状データ、そして企業の状況、県経済の状況のデータをお示しいただきながら、やはり最低賃金近傍で働く労働者の生活、暮らしは極めて苦しい状況が続いているということで、目安である63円を参考にしっかりと審議をして最低賃金の額を決めて行きたい、これまで2年間に渡って40円から50円という高い最低賃金の上昇はあったが、まだ物価上昇には追いついていないということもありますし、人材確保の必要性、「人への投資」の必要性などからしっかりと議論を尽くしてい

きたいという意見表明がございました。

それに加えて、発効日につきましても、いたずらに伸ばすということではなく、できるだけ迅速に決めていきたいという意見をいただいたところでございます。

以上のような感じでよろしいでしょうか。

それでは、次に使側から意見表明をお願いいたします。

長谷川委員

それでは初めに、私、長谷川の方から使側としての考え方につきまして、一言御発言をさせていただきます。またその後他の委員より何かあればいただければと思います。

目安に対する見解でございますが、このたび中央最低賃金審議会の目安委員会が示した引上げ額 63 円については、我々中小・小規模事業者からすると大変厳しい、そしてまた企業経営の実態を全く理解していない額であると受け止めています。

まず、景況感でございますが、中小・小規模事業者を巡る経営環境は恒常的に続いている人手不足、そして防衛的賃上げの枠を超えた人件費の高騰、そうした利益が出ない環境下において行われる政府による強制的な賃上げ、さらには原材料高、資源高そしてデータにも出ていましたが、進まない価格転嫁、その上にトランプ関税が追い打ちをかけている状況であります。いろいろな資料をみても、大変厳しい経営環境が続いているという状況だと思います。

最低賃金の意義について少しお話をさせていただければと思います。そもそも最低賃金は法律の規定をみても、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図るということを目的とされ、また、法律の 3 条において、労働者の生計費、労働者の賃金そして通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないと明示されています。そうした中でいうと、今後につきましても、我々は以前からそうですが、法律に基づいた 3 要素についてしっかり精査をする、そして我々の立場からすれば、事業主の支払能力ということを中心に総合的に判断しながら、第 4 表の賃金上昇率を踏まえて考えていく必要があると思っております。

また、我々が認識をしなければならないのは、この最低賃金というのは、全ての企業に罰則付きで支払いを強制される賃金であるということです。それぞれの企業が経営状況を加味して賃上げをするものとは全く別個のものであるということです。この最低賃金は強制力をもって賃金を決定しますので、そのことによってその企業の廃業にまで影響する可能性があることを私たちは認識すべきだと思っています。国が国策として賃金を上げるということは政策でご

ございます、そこは平均賃金を考えていけばいい訳で、最低賃金の中で議論をすべきことではないと思っております。これからの議論でございますが、最低限の生活水準を保障することを目的とした最低賃金法の法律の趣旨を踏まえて審議をしていきたいと思っております。これまで申し上げましたことを基本に対応していきたいと思っております。

私からは以上です。

村上部会長

ありがとうございます。では、ほかの委員の方からもぜひ発言をお願いいたします。

蔵田委員

私から1点、発効日について申し上げたいと思います。

このたび公益委員見解の方にも盛り込まれておりますので、私どもの主張については、この場では申し上げませんが、最低賃金が昨年度、一昨年度と大幅な額で引き上がる中で、10月1日適用ということが当然のように進んでいくという状況にはないと考えておりますので、今後この点についてもしっかり申し述べさせていただきたいと考えております。

以上です。

村上部会長

ありがとうございました。

ただいま使側からの意見表明がございました。

使側からは、まず目安の63円に對しまして、中小、零細企業者からすると本当に厳しい数字であるというコメントをいただきました。

防衛的な賃上げ、利益が出ない中での賃上げを中小、零細企業は行っているということ、それに加えて原材料高、トランプ関税の影響なども考慮をしなければならないということ、それから価格転嫁についても進んでいない状況があるといった中小、零細企業が置かれている状況について、まずは御発言をいただきました。それに加えて、最低賃金の意味、特に全ての企業に罰則付きで示されるものであるということについての御発言もございました。そして3要素についてしっかりと精査をした上で議論をしていく必要があるというお話、最低賃金法本来の趣旨をしっかりと捉えて議論を進めていく必要があるというお話をいただいたところでございます。

それから発効日につきましても、御意見をいただきまして、10月1日が当然であるということではなく、発効日についてもきちんと議論をしていきたいと

いう御発言であったかなと考えております。

そのような理解で間違いないでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございました。

それでは、双方それぞれにお考えはあるかと思います。

いまそれぞれの意見表明を聞かれて、何かこの場で発言をしておきたいことがあれば、お伺いしたいと思いますが、労側委員の方使側の意見を聞かれて何かこの場で御発言されることはございますでしょうか。

(発言なし)

使側委員の皆様労側委員の意見に対して何かこの場で御発言されることはございますでしょうか。

(発言なし)

ありがとうございます。

それでは、本日は労使双方の御意見を伺いました。

本日はこれまでとし、具体的な審議につきましては、次回へ持ち越したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議事(2)につきましては、これで終了したいと思います。

次に議事(3)「その他」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

東補佐

今後の審議日程についてですが、第2回目の専門部会は8月6日13時30分から開催させていただくことになりました。開催場所は、広島合同庁舎4号館2階11号会議室となります。

村上部会長

ありがとうございました。いま、事務局から説明がありましたが、第2回専門部会は8月6日13時30分開催ということにさせていただきます。また、次回結審しない場合は、第3回専門部会を開催することになりますので、事務局は準備をお願いします。

そのほか事務局から何かございますか。

檀上室長

ございません。

村上部会長

今回の専門部会は、金額審議について審議の大部分を公労、公使委員による2者での個別協議を行うことから、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは、これをもちまして第1回広島県最低賃金専門部会を閉会といたします。

皆様お疲れ様でした。